

令和8年度「奄美大島の地場野菜」総合推進事業業務委託に関する
企画コンペ実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度「奄美大島の地場野菜」総合推進事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 業務委託契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 業務規模 7,000千円以内

※但し、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生分第197号）第3条の暴力団措置の対象となる法人等に該当しない者。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

3 委託業務に係る今後のスケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 企画募集開始 | 令和8年4月1日（水） |
| (2) 質問書提出期限 | 4月8日（水）午後5時 |
| (3) 質問回答 | 4月10日（金） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 4月15日（水）午後5時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 5月7日（木）午後5時 |
| (6) 業者選定結果通知（予定） | 5月15日（金） |

4 手続等

- (1) 提出先
鹿児島県大島支庁農林水産部農政普及課
〒894-8501 奄美市名瀬永田町17番3号
電話：0997-57-7265 FAX：0997-57-7277
E-mail：osima-nousei-sinkou@pref.kagoshima.lg.jp
- (2) 提出書類

ア 参加申込書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により、事前に参加表明書類を提出すること。

- (ア) 提出書類：別添「参加申込書」（様式 1）
- (イ) 提出部数：1 部
- (ウ) 提出期限：上記 3(4)の期日まで
- (エ) 提出場所：(1)に同じ
- (オ) 提出方法：F A XまたはE-mail
- (カ) その他
 - ・送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
 - ・「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、「辞退届」（様式 2）を上記 3(4)の期日までに F A XまたはE-mail で提出すること。

イ 企画提案書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により提案審査書類を提出すること。

- (ア) 提出書類：別紙 2 「企画提案書作成要領」による
- (イ) 提出部数：10 部
- (ウ) 提出期限：上記 3(5)の期日まで
- (エ) 提出場所：(1)に同じ
- (オ) 提出方法：持参または郵送（提出期限までに必着とする。）

ウ 誓約書

本企画コンペに参加を希望する場合は、次により誓約書を提出すること。

- (ア) 提出書類：誓約書（指定様式） ※県ホームページの本コンペ実施に係るページにて様式のダウンロードが可能
- (イ) 提出部数：1 部
- (ウ) 提出期限：上記 3(5)の期日まで
- (エ) 提出場所：(1)に同じ
- (オ) 提出方法：持参または郵送（提出期限までに必着とする。）

(3) 選考

ア 選考方法

令和 8 年度「奄美大島の地場野菜」総合推進事業業務委託企画コンペに係る審査要領に基づき、審査を行う。

※提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

審査結果を参考に選定委員で協議を行い、選定委員長が決定する。

イ 書類審査員

鹿児島県大島支庁農政普及課長

鹿児島県大島支庁農政普及課課長補佐

鹿児島県大島支庁農政普及課技術補佐

鹿児島県大島支庁農政普及課技術主幹兼農業振興係長

鹿児島県大島支庁農政普及課農業振興係員 1 名

鹿児島県大島支庁農政普及課技術普及係員 1 名

鹿児島県大島支庁農政普及課経営普及係員 1名

ウ 選定委員

鹿児島県大島支庁農政普及課長（選定委員長）

鹿児島県大島支庁農政普及課課長補佐

鹿児島県大島支庁農政普及課技術補佐

鹿児島県大島支庁農政普及課技術主幹兼農業振興係長

5 その他

- (1) 手続において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- (2) 契約保証金は免除とします。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用については、提出側の負担とします。
- (4) 企画案が選定された後、企画提案した者と事務局との間で、事業実施に向けた協議を行います。なお、協議の結果、提案事業の内容の一部が変更・修正される場合があります。
- (5) 今回の企画提案の内容について、質問等がある場合は、別添「質問書」（様式3）により、令和8年4月8日までにFAX またはE-mail により提出してください（電話や来訪による質問はできません）。なお、送信の事前または事後に必ず電話確認をお願いします。また、質問等に対しては、事務局からメールで回答し、県ホームページにも掲載します。質問主旨の照会・確認等についてもメールで行います。